

株 主 各 位

神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地

富士ソフト株式会社

代表取締役社長 白石 晴久

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成23年6月24日（金曜日）午後5時30分までに、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotet.jp/>）にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力いただくか（29頁の「インターネットによる議決権の行使等についてのご案内」ご参照）、いずれかの方法により議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成23年6月27日（月曜日）午後3時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区神田練塀町3番地
当社秋葉原ビル5階 富士ソフトアキバホール |

3. 会議の目的事項

- 報告事項
- 第41期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第41期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第4号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続的導入の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙に各議案についての賛否または棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (3) インターネットと議決権行使書用紙により重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。
- (4) 株主様は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、代理人は、代理権を証明する書面を当社にご提出いただく必要がありますので、ご了承ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fsi.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | シラ イシ ハル ヒサ<br>白 石 晴 久<br>(昭和25年9月28日生) | 昭和49年4月 ㈱第一勧業銀行<br>(現 ㈱みずほ銀行) 入行<br>平成14年4月 ㈱みずほ銀行個人企画部長<br>平成16年4月 同行執行役員システム統合<br>プロジェクト統括P T長<br>平成17年4月 同行常務取締役<br>平成20年6月 当社入社顧問<br>平成20年6月 当社代表取締役社長（現任）                                                                                                | 1,300株     |
| 2     | ヨシ ダ ミノル<br>吉 田 實<br>(昭和24年4月24日生)      | 昭和48年4月 日本ユニバック㈱<br>(現 日本ユニシス㈱) 入社<br>平成13年4月 日本ユニシス情報システム㈱取締役<br>平成16年6月 当社入社営業本部本部長補佐<br>平成16年10月 当社ソリューション事業本部副本部長<br>平成17年4月 当社営業本部副本部長<br>平成17年10月 当社営業本部長<br>平成18年6月 当社専務取締役営業本部長<br>平成19年6月 当社代表取締役専務営業本部長<br>平成20年6月 当社代表取締役専務<br>平成21年6月 当社専務取締役（現任） | 4,500株     |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                      | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|-----------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | イク シマ シゲ ミ<br>生 嶋 滋 実<br>(昭和25年11月13日生) | 昭和50年4月 日機装(株)入社<br>昭和58年7月 当社入社<br>平成6年6月 当社取締役<br>平成13年6月 当社常務取締役<br>平成14年4月 当社常務取締役管理本部副本部長<br>平成14年7月 当社常務取締役管理本部長<br>平成16年6月 当社専務取締役管理本部長<br>平成18年1月 当社常務取締役管理本部長<br>平成18年6月 当社常務取締役<br>平成19年1月 当社常務取締役<br>アウトソーシング事業本部長<br>平成20年4月 当社常務取締役<br>平成21年6月 当社取締役退任<br>平成21年6月 当社常務執行役員<br>平成21年10月 当社常務執行役員<br>ソリューション事業グループ長<br>平成22年4月 当社専務執行役員<br>平成22年6月 当社専務取締役(現任) | 1,497株            |
| 4         | サカ シタ サト ヤス<br>坂 下 智 保<br>(昭和36年7月22日生) | 昭和60年4月 野村コンピュータシステム(株)<br>(現 (株)野村総合研究所) 入社<br>平成15年4月 (株)野村総合研究所ナレッジシステ<br>ム事業二部長<br>平成16年4月 当社入社<br>アウトソーシング事業本部本部長補佐<br>平成16年10月 当社ソリューション事業本部副本部長<br>平成17年5月 当社 I T 事業本部副本部長<br>平成17年6月 当社取締役 I T 事業本部副本部長<br>平成18年6月 当社取締役 I T 事業本部長<br>平成19年6月 当社常務取締役 I T 事業本部長<br>平成21年4月 当社常務取締役<br>平成21年6月 当社取締役退任<br>平成21年6月 当社常務執行役員<br>平成22年6月 当社常務取締役(現任)                  | 4,700株            |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | アイ ソ ヒデ オ<br>相 磯 秀 夫<br>(昭和7年3月3日生)          | 昭和32年4月 大阪大学工学部助手<br>昭和32年10月 通商産業省工業技術院電気試験所<br>(現 独立行政法人産業技術総合研<br>究所) 技官<br>昭和35年9月 米国イリノイ大学計算機研究所研<br>究助手<br>昭和46年4月 慶応義塾大学工学部(現 理工学<br>部) 電気工学科教授<br>昭和56年10月 同大学情報科学研究所所長<br>昭和57年11月 英国ケンブリッジ大学ダウニング<br>カレッジ及び計算機研究所訪問教<br>授<br>平成2年4月 慶応義塾大学環境情報学部<br>学部長・教授<br>平成6年4月 同大学大学院政策・メディア研究<br>科委員長・教授<br>平成6年6月 三谷産業(株)監査役(現任)<br>平成11年4月 東京工科大学メディア学部<br>学部長・教授<br>平成11年6月 同大学学長<br>平成11年6月 日本ビクター(株)取締役<br>平成20年5月 有限責任中間法人インターネット<br>コンテンツ審査監視機構(現 一般<br>社団法人インターネットコンテン<br>ツ審査監視機構) 代表理事<br>(現任)<br>平成20年6月 東京工科大学理事(現任)<br>平成20年6月 当社監査役<br>平成21年6月 当社取締役(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>三谷産業(株)監査役<br>一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視<br>機構代表理事 | 900株           |
| 6         | ※<br>イマ ギ コウ イチ<br>今 城 浩 一<br>(昭和37年12月10日生) | 平成元年11月 当社入社<br>平成18年6月 当社システム事業本部長<br>平成18年6月 当社取締役<br>平成20年6月 当社常務取締役<br>平成21年6月 当社取締役退任<br>平成21年6月 当社常務執行役員(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 1,000株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7         | ※<br>フタ ミ ツネ オ<br>二 見 常 夫<br>(昭和18年2月16日生) | 昭和42年4月 東京電力(株)入社<br>昭和50年12月 科学技術庁(現 文部科学省)<br>原子力局動力炉開発課派遣<br>平成9年6月 東京電力(株)福島第一原子力発電所長<br>平成10年6月 同社取締役福島第一原子力発電所長<br>平成12年6月 同社常務取締役設立地環境本部長<br>平成15年6月 (財)電力中央研究所理事<br>平成17年6月 日本ユーティリティサブウェイ(株)<br>代表取締役副社長<br>平成17年11月 ビジネス・ブレイクスルー大学院大学<br>(現 ビジネス・ブレイクスルー大学<br>大学院)経営学研究科教授(現任)<br>平成17年12月 独立行政法人海洋研究開発機構<br>特任参事(現任)<br>平成19年4月 東海大学大学院工学研究科客員教授(現任)<br>平成20年4月 日本大学大学院工学研究科非常勤講師(現任)<br>平成22年4月 ビジネス・ブレイクスルー大学<br>経営学部教授(現任)<br>平成22年6月 日本ユーティリティサブウェイ(株)<br>顧問(現任)<br>平成23年4月 東京工業大学大学院理工学研究科<br>特任教授(現任) | 0株             |

- (注) 1. 取締役候補者相磯秀夫氏は、一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構の代表理事であり、当社は同機構に加入し、会費を支払っております。
2. 他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. ※印は、新任の取締役候補者であります。
4. 相磯秀夫氏及び二見常夫氏は、社外取締役候補者であります。
5. 相磯秀夫氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去において直接企業経営に関与された経験はありませんが、当業界出身ではない客観的な視点を持ち、かつ情報工学の分野における高度な学術知識を有していることから、当社の事業運営への適切な監督・助言を頂けるものと判断したためであります。
6. 二見常夫氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の事業運営への適切な監督・助言を頂けるものと判断したためであります。
7. 相磯秀夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
8. 当社は、相磯秀夫氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、二見常夫氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円または法令が定める額のいずれか高い金額としております。
9. 取締役候補者の当社における地位及び担当については「第41回定時株主総会招集ご通知添付書類」の事業報告12頁から14頁も併せてご覧下さい。なお、今城浩一氏の担当は平成23年4月1日付で「エリア事業グループ担当」から「エリア事業グループ担当兼プロダクト事業グループ担当」に変更となっております。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役飛谷安宣及び佐々木秀夫の両氏は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                 | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ※<br>モト イシ カズ オ<br>元 石 一 雄<br>(昭和17年8月18日生)  | 昭和41年4月 (財)日本生産性本部(現 公益財団法人日本生産性本部)入職<br>昭和63年4月 同法人労働部長<br>平成3年4月 (社)社会経済国民会議(現 公益財団法人日本生産性本部)資源エネルギー政策本部長<br>平成6年4月 (財)社会経済生産性本部(現 公益財団法人日本生産性本部)エネルギー環境政策本部長<br>平成9年4月 同法人社会労働本部長<br>平成10年6月 同法人理事<br>平成14年6月 (社)日本家庭生活研究所理事(現任)<br>平成17年6月 (財)社会経済生産性本部常務理事<br>平成19年5月 同法人常務理事サービス産業生産性協議会事務局長<br>平成21年6月 (財)日本生産性本部(現 公益財団法人日本生産性本部)常勤顧問(現任) | 0株         |
| 2     | ※<br>イシ イ シンゲ オ<br>石 井 茂 雄<br>(昭和24年10月21日生) | 昭和52年2月 監査法人西方会計士事務所(現 有限責任監査法人トーマツ)入所<br>昭和55年8月 公認会計士登録<br>昭和63年3月 石井公認会計士事務所開設 所長(現任)<br>平成6年6月 コナミ(株)監査役<br>平成19年3月 昭和情報機器(株)監査役                                                                                                                                                                                                              | 0株         |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の監査役候補者であります。
3. 元石一雄氏及び石井茂雄氏は、社外監査役候補者であります。
4. 元石一雄氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は生産性運動・人事政策等に関する深い知識と経験を有することから、当社の事業運営への適切な監督・助言を頂けるものと判断したためであります。
5. 石井茂雄氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は過去において直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として財務・会計の専門知識を有することから、当社の事業運営への適切な監督・助言を頂けるものと判断したためであります。

### 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます三角恒明氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の氏名及び略歴は次のとおりであります。

| 氏名                  | 略歴                                                                           |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| ミズノ ツネアキ<br>三 角 恒 明 | 平成18年6月 当社専務取締役<br>平成19年6月 当社代表取締役専務<br>平成21年6月 当社専務取締役<br>平成23年4月 当社取締役（現任） |

### 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます飛谷安宣氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の氏名及び略歴は次のとおりであります。

| 氏名                   | 略歴                                   |
|----------------------|--------------------------------------|
| トビタニ ヤスノリ<br>飛 谷 安 宣 | 平成17年6月 当社常勤監査役<br>平成21年6月 当社監査役（現任） |

## 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続的導入の件

当社は、平成20年2月6日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みとして、当社の株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「原プラン」といいます。）を導入することを決定しました。原プランは平成20年6月23日開催の当社第38回定時株主総会において株主の皆様から承認を受けましたが、平成23年6月開催予定の第41回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結のときをもって失効することになりますので、当社は、原プランの失効に先立ち、平成23年5月19日に、取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める基本方針を改定し、この基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に規定されるものをいいます。）として、原プランを一部改定し、継続して導入すること（以下改定後のプランを「本プラン」といいます。）につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本プランの具体的内容および継続的導入に関しては、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が同意しております。

### 1. 本プラン継続的導入の目的

本プランは、当社取締役会が決定した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続的に導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するためには、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案等を提案するために必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために買付者と協議・交渉等を行うこ

などを可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本プランを継続的に導入することを決定いたしました。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### (a) 本プランに係る手続

本プランは、当社の株券等に対する買付その他の取得もしくはこれに類似する行為又はそれらの提案<sup>1</sup>（当社取締役会が本プランを適用しない旨を別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プラン発動に係る手続」をご参照ください。）。なお、買付者等には、本プランに係る手続を遵守いただき、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

#### (b) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）をその時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

#### (c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、原則として、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については資料1をご参照く

ださい。)に従い、当社経営陣から独立した企業経営等に関する専門的知識を有する者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様にも適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

独立委員会は、独立性の高い社外監査役・社外の有識者3名により構成される予定です。その委員の氏名及び略歴は資料2のとおりです(継続的導入後の独立委員会委員の選任基準、決議要件及び決議事項については資料1をご参照ください。)

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プラン発動に係る手続

(a) 本プランに係る手続

本プランは、以下の①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>7</sup>及びその特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)、及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」と総称します。)を当社の定める書式により提出して頂きます。

当社は、本プランに基づく手続が開始された場合、その旨をすみやかに開示します。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役・社外

の有識者から構成される独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、必要に応じて独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家を含みます。）の助言を得つつ、買付等の内容の検討を行います。当該買付説明書の記載内容が不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報等を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報等を追加的に提供して頂きます。

#### 記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>9</sup>、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、法令違反をしたことがある場合や法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等、当該買付等による買付等と同種の取引の経験及びその結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付者等及びそのグループと当社の主要取引先との間の、従前の取引関係及び競合関係
- ③ 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ④ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、並びにそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容及びその算定根拠等を含みます。）
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等の後の当社や当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産運用方針及び企業価値向上のための施策
- ⑦ 買付等の後における当社や当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社や当社グループに係る利害関係者に対する対応方針

- ⑧ 買付者等が当社株券等について有する株式売却や議決権行使等に関する第三者との取り決め（締結日、相手方及びその具体的内容を含みます。）
- ⑨ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び追加的な本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として60日を上限とします。なお、かかる期間は、当社取締役会が、外部専門家による検討結果等を踏まえ、意見、根拠資料その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するのに必要な期間として設定しておりますが、当社取締役会としては可能な限り速やかに所要の検討を行うことといたします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（但し、下記(d)③に記載す

る場合等には、独立委員会は原則として最長30日間の範囲内で当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとします。) (以下「独立委員会検討期間」といいます。)を設定します。独立委員会は、独立委員会検討期間において、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

### ③ 情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

#### (d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告その他の決議をした場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他の独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長・再延長する場合にはその期間及び延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定めるいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討、

当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、その延長の目的である情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実施してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当該決議の概要その他の当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(f) 情報開示

当社は、本プランの運用に関しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（買付説明書が提出された事実、並びに独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施するための要件は下記の通りです。なお、上記(2)「本プラン発動に係る手続」(d)のとおり、買付者等が下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

## 記

### 発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するため合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

### 発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

本プランは、以下の①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 株券等を買ひ占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
  - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取る目的で買収を行うような行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の経済的条件（買付等の対価の価額・種類、対価の支払時期・支払方法を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又

は不適当な買付等である場合

- (d) 買付者等の提案（買付等の経済的条件のほか、買付等の適法性・実現可能性、買付等後の経営方針又は事業計画、買付等後における当社の株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な、先進・ユニークな技術力、幅広いビジネスラインと業務ノウハウ、高い専門性を持つグループ会社、人材および顧客との強固な信頼関係等を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式<sup>10</sup>の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議に先立つ過去30日から180日の間で取締役会が別途定める期間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)②項に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者<sup>11</sup>、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者<sup>12</sup>、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者<sup>13</sup>（以下(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由<sup>14</sup>が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間は、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、

本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

- ③ 当社は、以上に加え、独立委員会の勧告に基づき、具体的な本新株予約権の無償割当て決議に際して、相当性の観点から適切と考えられる場合には、①②以外の本新株予約権の取得に関する事項（非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項など）を定める場合があります。但し、非適格者が所有する本新株予約権を取得する場合には、その対価として金銭の交付は行わないこととします。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

- (k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- (1) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の株主意思の確認が行われた場合、又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止・撤回されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の承認の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

- (6) 法令等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成23年5月19日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は

改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(ご参考)

●株主の皆様等への影響

(1) 本プランの継続的導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続的導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生日においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、本新株予約権の無償割当てが行われることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当対象株

主の皆様は、振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。) その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり、1円を下限とし、当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会による新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記2.(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の支払いをせず当社株式等を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

#### (c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき対象株式数に相当する数の当社株式を受領することとなります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社はかかる規定に従った措置を講じる場合があります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、新株予約権無償割当て決議

が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

- 本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員  
の地位の維持を目的とするものではないこと

- (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランの策定に当たっては、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等を踏まえております。さらに本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等趣旨に合致するものとなっております。

- (2) 株主意思を重視するものであること

当社は、本定時株主総会において本プランにつき承認可決の決議がなされることを条件として本プランを継続的に導入させて頂く予定です。

加えて、上記2.(5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは有効期間を3年間としており、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の株主意思の確認がなされた場合、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で本プランの消長には、当社株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

- (3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続的導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記2.(2)「本プラン発動に係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規程に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値については株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記2.(2)(d)「独立委員会の勧告」及び2.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 外部専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(5)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であり、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

- 
- 1 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
  - 3 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
  - 4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
  - 5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。
  - 6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
  - 7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

- 8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- 9 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- 10 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。
- 11 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- 12 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注12において同じとします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注12において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- 13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- 14 具体的には(x)買付者等が新株予約権無償割当て決議後に買付等中止もしくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めるものとします。

以上

## 独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上5名以内とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役又は(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について検討・決定し、その検討・決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ④ 買付者等との交渉・協議

- ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  - ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
  - ⑦ 本プランの修正又は変更の承認
  - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑨ 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
  - ・独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとする。
  - ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
  - ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
  - ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
  - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

## 独立委員会委員略歴

本プラン継続的導入時の独立委員会の委員は、以下の3名となっております。

石村 英二郎（いしむら えいじろう）

## 【略歴】

昭和23年9月生

昭和47年4月 日本放送協会（NHK）入局

平成10年6月 同局「おはよう日本」部エグゼクティブプロデューサー

平成11年6月 同局経営広報部長

平成14年6月 同局広報局長

平成15年6月 同局報道局長

平成17年4月 同局理事就任 放送副総局長

平成20年12月 当社入社顧問

平成21年6月 当社監査役（現任）

石村 英二郎氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

石村 英二郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

井窪 保彦（いくぼ やすひこ）

## 【略歴】

昭和28年2月生

昭和50年3月 一橋大学法学部卒業

昭和52年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

昭和52年4月 銀座法律事務所入所

平成3年1月 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー（現任）

平成6年4月 最高裁判所司法研修所教官

平成19年4月 第一東京弁護士会副会長

平成21年4月 関東弁護士会連合会副理事長

井窪 保彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

許斐 義信（このみ よしのぶ）

## 【略歴】

昭和19年6月生

昭和42年3月 慶應義塾大学機械工学科卒業

昭和42年4月 三菱商事株式会社入社

昭和51年3月 慶應義塾大学大学院工学研究科博士課程修了

昭和55年4月 三井物産株式会社入社

昭和63年4月 中央ターパスアンドライブランド・コンサルティング 顧問

平成8年4月 日本事業再生士協会 理事長（現任）

平成11年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 教授

平成16年11月 金融検定協会 理事

平成17年1月 日本ターンアラウンドマネジメント協会 理事長（現任）

平成23年1月 技術立脚型経営研究会 理事長（現任）

許斐 義信氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## 【インターネットによる議決権の行使等についてのご案内】

### 1. 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

### 2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

#### 記

#### (1) 議決権行使サイトについて

① インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）。

※「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

② パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。

④ インターネットによる議決権行使は、平成23年6月24日（金曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

- ① 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

### 【機関投資家の皆様へ】

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）の利用を申し込まれた場合には、上記のほか、インターネットによる議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

### <株主総会に関するお手続きサイトに係るご照会先>

1. パソコンの操作方法等がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

|               |                              |
|---------------|------------------------------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 証券代行部                        |
| 電 話           | 0120-173-027 ヘルプデスク（フリーダイヤル） |
| 受付時間          | 9：00～21：00                   |

2. 上記1. 以外のご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

|               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 証券代行部                 |
| 電 話           | 0120-232-711（フリーダイヤル） |
| 受付時間          | 土日休日を除く 9：00～17：00    |

以 上

# 会場ご案内図

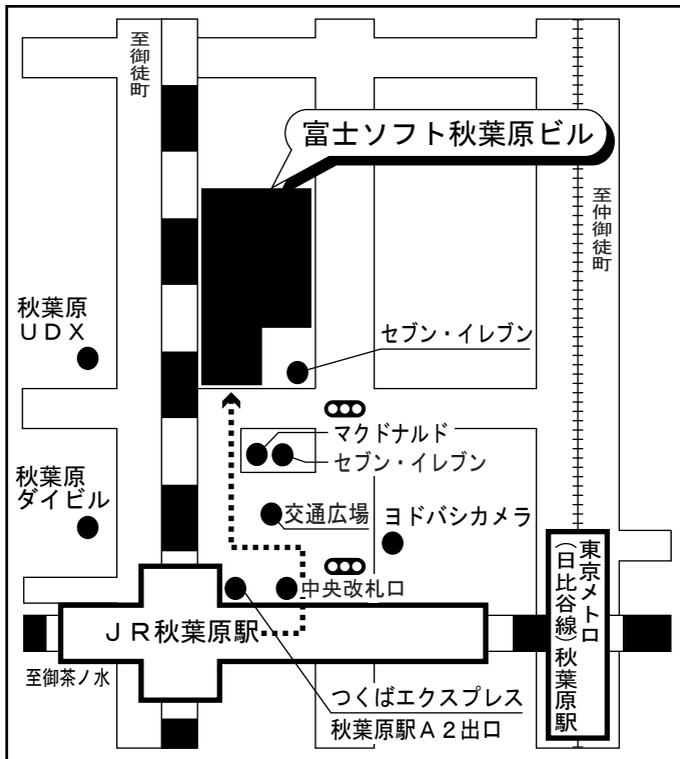
当社 秋葉原ビル5階 富士ソフトアキバホール

東京都千代田区神田練堀町3番地

TEL 03-5209-5550

受付：当社秋葉原ビル4階

受付開始：午後2時



交通 JR秋葉原駅（中央改札口）より徒歩2分

つくばエクスプレス秋葉原駅（A2出口）より徒歩2分

東京メトロ日比谷線秋葉原駅（3番出口）より徒歩3分

## 第41回定時株主総会招集ご通知添付書類

|                         |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事                       | 業 | 報 | 告 |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 連                       | 結 | 貸 | 借 | 対 | 照 | 表 |   |   |   |   |   |
| 連                       | 結 | 損 | 益 | 計 | 算 | 書 |   |   |   |   |   |
| 連                       | 結 | 株 | 主 | 資 | 本 | 等 | 変 | 動 | 計 | 算 | 書 |
| 連                       | 結 | 注 | 記 | 表 |   |   |   |   |   |   |   |
| 貸                       | 借 | 対 | 照 | 表 |   |   |   |   |   |   |   |
| 損                       | 益 | 計 | 算 | 書 |   |   |   |   |   |   |   |
| 株                       | 主 | 資 | 本 | 等 | 変 | 動 | 計 | 算 | 書 |   |   |
| 個                       | 別 | 注 | 記 | 表 |   |   |   |   |   |   |   |
| 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 監査役会の監査報告書 謄本           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

富士ソフト株式会社

## (添付書類)

# 事業報告

〔平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで〕

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アジアを中心とした海外経済の回復を背景に輸出の持ち直しや、企業収益の改善といった一部回復の兆しが見られたものの、未だ雇用情勢や所得環境の低迷が続き、急速な円高の進行や株価の下落といった要因もあり引き続き不透明な状況で推移してまいりました。また、平成23年3月には東日本大震災が発生し、国内経済に甚大な被害をもたらしました。

当業界におきましては、企業のIT投資への慎重な姿勢・低コスト志向は続いており、厳しい環境下で推移してまいりました。

このような情勢の下、当社は経営方針である「安定収益基盤の強化」と「成長エンジンの確保」を目指して活動し、中期基本方針として「強みを生かした市場創造！ 存在感あるユニークな企業グループへ」を掲げ、システム開発力、組込技術等の強みを融合させ、グループシナジーによる付加価値を創造し、グループ独自の技術力を提供してまいりました。

この中期基本方針の下、当社グループは「骨太の戦略～五つの柱～」（受託ビジネス基盤の強化・プライム化の推進・プロダクト化の推進・グローバル化の推進・グループ力の強化）を掲げ推進してまいりました。

受託ビジネス基盤の強化・プライム化の推進においては、プロジェクト管理の徹底、共通フレームワーク適用による開発作業の標準化・合理化、品質の安定化と低コストを実現させて収益の向上に努めてまいりました。

プロダクト化の推進においては、Android OSの組込機器への本格的な普及やスマートフォン市場の急速な拡大を見込み、ワンセグ機能を実現するソフトウェアパッケージ「FSDTV Mobile for Android」を製品化して販売、さらに、「FSKAREN」（当社開発の効率良い日本語文章入力を実現する、かな漢字変換システム）のAndroid OS対応版「FSKAREN for Android」の製品化や、直感的な操作性を備えたスケジュールアプリ「Refills for Android」を製品化して販売してまいりました。

成長エンジン候補のひとつとして位置づけている“シンクライアント＋SaaS”については、第一弾として企業の情報をパソコンに残さないモバイルシンクライアントの提供を開始し、同時にシンクライアント機能と高速モバイル通信機能を一体化させたUSBタイプのデータ端末「FSMobile for Thin Client」を開発し、平成22年5月に発売をいたしました。

クラウドビジネスにおきましては、平成22年12月に関西初のクラウドサービス拠点として「マイクロソフトソリューション&クラウドセンター大阪」を開設することにより、幅広く関西をカバーする体制を整備いたしました。また、今まで力を入れてきたパブリッククラウドサービスに加え、平成22年10月には流通や医療をはじめとするプライベートクラウドサービスを提供するためのクラウド基盤を構築し、平成23年2月より流通業界の受発注業務を提供する流通BMSソリューション「FSCloud EDI」の提供を開始いたしました。同年3月には、ネット通販向け物流在庫管理システム「FSCloud Logistics」の提供を開始いたしました。

さらに、平成23年1月より株式会社セールスフォース・ドットコムと協業したことにより、短期間かつ低コストに開発できるサービスを活用して、CRM（顧客管理）の導入や業務システム構築を提供することにより、お客様の営業力強化、業務効率の向上に貢献してまいりました。これによりGoogle Appsと連携したグループウェアの販売など、幅広い選択肢の中からお客様に最適なクラウドサービスをお選びいただくことが可能となりました。

ロボットテクノロジーの分野におきましては、ヒューマノイド・ロボット“PALRO”（パルロ）の開発で培った知能化技術ソリューションを他の組込機器へ展開し、ソリューションとして新しい付加価値の提供を図ってまいりました。

グローバル化の推進においては、アジア市場を中心とした新興国に着目し、取引拡大を図ってまいりました。当社連結子会社であるサイバネットシステム株式会社においては、平成22年7月に全体最適化ソリューション分野の代表的なツール「OPTIMUS（オプティマス）」（複数のCAEソフトウェアを連携させて解析及びシミュレーションを容易とさせるソフトウェア）の開発会社であるベルギー王国のNoesis Solutions NVを子会社化し、グローバル販売体制の強化や新製品開発体制の強化及び推進を図ってまいりました。なお、当社連結子会社であるヴィンキュラムジャパン株式会社の中国子会社でありオフショア開発の拠点として機能している維傑思科技

(杭州) 有限公司において、合併により上海新城系統集成有限公司を新設し、平成23年4月より新たな事業として中国全域でのネットワークの販売、貸し出しやeコマースソリューションサービスを展開してまいります。

グループ力の強化においては、経営資源の効率化を図るため前年度同様、グループ全社での業務効率化によるコスト削減やクロスセルを推進してまいりました。平成23年1月には当社連結子会社でありました株式会社V&Vを吸収合併し、組込みソフトウェアの開発と評価を一括で受注可能な体制とすることで、今後の収益性の確保と品質保証事業の拡大を図ってまいりました。また、昨年度に引き続き、「リテールテック JAPAN 2011」には、グループ3社共同で出展をし、流通BMSソリューションやプライベートクラウドといった流通系向けソリューションをお客様のニーズ別に提案してまいりました。

研究開発については、筑波大学と協同で「ディペンダブルな自立連合型クラウドコンピューティング基盤の研究開発」を進めているほか、東京大学医学部附属病院などと協同で再生医療研究を進めてまいりました。また、産学技術振興機構の産学イノベーション加速事業平成22年度企画研究課題に当社が参画する「成長する個人差対応高齢者見守りロボットシステム」の研究が採択されました。

その他、CSR（企業の社会的責任）活動としてロボット作りを通じて「ものづくりの楽しさを伝える」場を提供することを目的に「第22回全日本ロボット相撲全国大会」、「第6回高校生ロボットアメリカンフットボール全国大会」を引き続き開催いたしました。

当連結会計年度の業績につきましては企業のIT投資への慎重な姿勢や厳しい経営環境の結果、売上高は1,347億45百万円（前年比4.9%減）となりました。しかし、経費削減に取り組んだ結果、販売費及び一般管理費は276億56百万円（前年比3.2%減）と減少し、また売上原価率の改善もあり営業利益は37億93百万円（前年比15.2%増）、経常利益は36億47百万円（前年比1.5%増）となりました。

また、特別損失に事務所移転費用や、子会社において退職給付制度終了損を計上した結果、当期純利益は25億11百万円（前年比32.3%減）となりました。

事業セグメント別の売上高の概況は以下のとおりであります。

(S I 事業)

S I 事業につきましては、組込系における機械制御系や業務系における製造業においては堅調に回復してまいりましたが、流通系大型案件の開発終了による開発及びシステム保守・運用サービスの減少、また主力ソフトウェア販売代理店業務終了の影響等により、売上高は減少いたしました。

この結果、当該事業の売上高は1,246億43百万円となりました。

(ファシリティ事業)

ファシリティ事業につきましては、当社及び一部の子会社が所有しているオフィスビルの賃貸収入により、売上高は21億6百万円となりました。

(その他)

その他につきましては、データエントリー事業及びコンタクトセンター事業の収入により売上高は79億95百万円となりました。

(単位：百万円)

| 区 分                   | 金 額     | 構 成 比 |
|-----------------------|---------|-------|
| S I (システムインテグレーション)事業 | 124,643 | 92.5% |
| ファシリティ事業              | 2,106   | 1.6   |
| その他                   | 7,995   | 5.9   |
| 合 計                   | 134,745 | 100.0 |

なお、当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。したがって、前年同期との比較は行っておりません。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、61億73百万円  
であります。その主なものは、当社データセンターの改修及び当社グルー  
プにおけるソフトウェア開発等によるものであります。

## (3) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                       | 平成19年度<br>第38期 | 平成20年度<br>第39期 | 平成21年度<br>第40期 | 平成22年度<br>第41期<br>(当連結会計年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売 上 高(千円)                 | 170,739,820    | 165,081,666    | 141,682,899    | 134,745,731                 |
| 経 常 利 益(千円)               | 7,761,334      | 6,596,761      | 3,592,921      | 3,647,615                   |
| 当 期 純 利 益(千円)             | 2,172,282      | 883,470        | 3,710,405      | 2,511,689                   |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益(円) | 61.89          | 27.07          | 116.37         | 78.77                       |
| 総 資 産(千円)                 | 177,461,287    | 177,795,818    | 168,850,827    | 169,416,264                 |
| 純 資 産(千円)                 | 82,296,979     | 78,236,805     | 83,297,655     | 84,278,797                  |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産(円)     | 2,148.90       | 2,137.03       | 2,267.85       | 2,313.11                    |

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                       | 平成19年度<br>第38期 | 平成20年度<br>第39期 | 平成21年度<br>第40期 | 平成22年度<br>第41期<br>(当事業年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|
| 売 上 高(千円)                 | 89,297,398     | 82,153,670     | 70,606,162     | 71,249,237                |
| 経 常 利 益(千円)               | 3,090,347      | 3,061,281      | 482,329        | 2,104,239                 |
| 当 期 純 利 益(千円)             | 1,322,003      | 140,986        | 733,326        | 2,147,207                 |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益(円) | 37.66          | 4.32           | 23.00          | 67.34                     |
| 総 資 産(千円)                 | 137,183,887    | 143,643,972    | 133,616,758    | 134,070,502               |
| 純 資 産(千円)                 | 67,468,098     | 62,668,443     | 63,745,814     | 64,905,786                |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産(円)     | 1,993.08       | 1,963.87       | 1,996.16       | 2,032.27                  |

## (5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、企業収益の改善といった一部回復の兆しが見込まれるものの、雇用情勢や所得環境の低迷の脱却には時間がかかり、不安定な為替相場や株価の下落といった要因もあり引き続き不透明な状況が続くものとみられます。平成23年3月に発生した東日本大震災による未曾有の被害もあり、経済環境は大きく変化するものと想定され、先行きの見通せない状況が続くものと予想されます。

情報サービス業界におきましても、企業のIT投資への慎重な姿勢・低コスト志向は続いており、サービスや品質においても高い水準でのニーズが予想されます。

そのような情勢下、「富士ソフトユニークで国の競争力強化に貢献し、グローバル経済発展にも寄与する存在感のある企業グループへ」を第一次経営計画ビジョンとして掲げ、活動してまいります。事業構造の転換・収益体質の強化・グループ一体運営・経営インフラの強化を図り、以下の「骨太の戦略～五つの柱～」を強力に推進してまいります。

### ① 受託ビジネス基盤の強化、プライム化の推進

お客様対応力の強化に努め、当社グループでお客様情報を共有し組織的なRM（リレーションシップ・マネジメント）を推進してまいります。同時に技術者の育成や標準開発環境を構築することで、着実な生産性の向上を図り、ソリューションベンダーとして信頼される会社を目指してまいります。

### ② プロダクト化の推進

当社選定の成長エンジン候補（流通クラウド・シンクライアント＋SaaS・海外マーケット・ロボットテクノロジー（知能化技術））推進のほか、新しい成長エンジンの創出のため、ロボットテクノロジー（知能化技術）との技術融合を促進させ、業容の拡大を図ってまいります。また市場規模の拡大期を迎えているクラウドサービスにおいて、パブリッククラウド・プライベートクラウドのサービス展開・グループでの連携によるクラウド事業の促進を加速してまいります。

### ③ グローバル化の推進

グループ独自のユニークな技術をもって直接海外でプロダクト・サービスを展開し、海外市場でのビジネス展開を促進してまいります。また、中国でオフショア拠点として活用しております維傑思科

技（杭州）有限公司では、携帯電話向け組込系システムなどの開発案件を受注し、価格競争力を高めてまいります。その他、海外へ進出するお客様をサポートしてまいります。

④ グループ力の強化

グループ一体運営に向けて協働体制を確立し、よりよいサービスを提供するためグループのシナジー効果を図り、お客様対応力の向上に努めてまいります。

(6) 企業集団の主要な事業セグメント

企業集団の主要な事業セグメントは、以下のとおりであります。

| 区 分                     | 事 業 内 容                                                                                                                                  |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| SI（システム<br>インテグレーション）事業 | 通信制御系、機械制御系、基本ソフト系等に関する受託ソフトウェア開発、各業種で使用する業務用アプリケーションの受託ソフトウェア開発、品質評価及び管理支援、コンサルティング、プロダクト開発販売、パーソナルコンピュータ関連機器の設計・製造・販売、システム保守・運用サービス等全般 |
| ファシリティ事業                | オフィスビルの賃貸                                                                                                                                |
| その他                     | データエントリー事業、コンタクトセンター事業、人材派遣業等                                                                                                            |

## (7) 主要な事業所

### ① 当社

- ・本 社 神奈川県横浜市中区
- ・営業及び開発拠点

| 名称       | 所在地         |
|----------|-------------|
| 札幌オフィス   | 北海道札幌市厚別区   |
| 日立オフィス   | 茨城県日立市      |
| 大宮オフィス   | 埼玉県さいたま市大宮区 |
| 我孫子オフィス  | 千葉県我孫子市     |
| 秋葉原オフィス  | 東京都千代田区     |
| 錦糸町オフィス  | 東京都墨田区      |
| 門前仲町オフィス | 東京都江東区      |
| 八王子オフィス  | 東京都八王子市     |
| 横浜オフィス   | 神奈川県横浜市中区   |
| 厚木オフィス   | 神奈川県厚木市     |
| 静岡オフィス   | 静岡県静岡市葵区    |
| 名古屋オフィス  | 愛知県名古屋市中区   |
| 大阪オフィス   | 大阪府大阪市中央区   |
| 広島オフィス   | 広島県広島市中区    |
| 福岡オフィス   | 福岡県福岡市博多区   |
| 熊本オフィス   | 熊本県熊本市      |
| 台北支店     | 台湾台北市中山区    |

### ② 主要な子会社の主要拠点

| 会社名              | 所在地       |
|------------------|-----------|
| (株)ヴィクス          | 東京都千代田区   |
| ヴィンキュラムジャパン(株)   | 大阪府大阪市北区  |
| サイバーコム(株)        | 宮城県仙台市青葉区 |
| サイバネットシステム(株)    | 東京都千代田区   |
| 富士ソフトケーシーエス(株)   | 東京都墨田区    |
| 富士ソフトサービスビューロ(株) | 東京都墨田区    |

## (8) 使用人の状況

### ① 企業集団の使用人の状況

| 当連結会計年度末使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|-------------|
| 11,398名      | 361名減       |

(注) 上記使用人数は就業人員数であります。

### ② 当社の使用人の状況

| 当期末使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|---------|--------|--------|--------|
| 6,051名  | 91名減   | 34歳8ヶ月 | 7年6ヶ月  |

(注) 上記使用人数は就業人員数であります。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                  | 資本金       | 出資比率   | 主要な事業内容                      |
|----------------------|-----------|--------|------------------------------|
| ㈱ ヴィクサス              | 93,000千円  | 100.0% | ソフトウェア開発                     |
| ヴィンキュラムジャパン㈱         | 542,125千円 | 60.4%  | ソフトウェア開発                     |
| サイバーコム ㈱             | 399,562千円 | 56.9%  | ソフトウェア開発及び機器販売               |
| サイバネットシステム ㈱         | 995,000千円 | 51.9%  | ソフトウェア及び機器販売                 |
| 富士ソフトケーシーエス ㈱        | 434,000千円 | 79.0%  | ソフトウェア開発                     |
| 富士ソフトサービス<br>ビューロー ㈱ | 200,000千円 | 94.8%  | データエントリー業務及び<br>コンタクトセンター業務等 |

## (10) 主要な借入先の状況

| 借入先         | 借入金残高      |
|-------------|------------|
|             | 千円         |
| ㈱ 三菱東京UFJ銀行 | 16,175,566 |
| ㈱ みずほ銀行     | 15,643,680 |
| ㈱ 横浜銀行      | 8,568,400  |

### (11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するため、必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

なお、当期については平成22年12月10日に中間配当として1株当たり10円を実施しており、期末配当10円と合計で1株当たり20円の配当を予定しております。

### (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数          | 130,100,000株 |
| (2) 発行済株式の総数（自己株式を除く） | 31,885,911株  |
| (3) 株主数               | 12,612名      |
|                       | (前期末比 536名減) |
| (4) 一単元当たりの株式数        | 100株         |
| (5) 上位10名の株主          |              |

| 株 主 名                                               | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------|-------|---------|
|                                                     | 千株    | %       |
| ノーザントラストカンパニー（エイブイエフシー）<br>サブアカウンタメリカンクライアント        | 4,301 | 13.49   |
| 有 限 会 社 エ ヌ エ フ シ ー                                 | 3,228 | 10.12   |
| 野 澤 宏                                               | 2,572 | 8.07    |
| ノーザントラストカンパニーエイブイエフシー<br>リユーエスタックスエグゼンプテッドベンションファンズ | 1,699 | 5.33    |
| 東京センチュリーリース株式会社                                     | 1,138 | 3.57    |
| 新 井 隆 二                                             | 1,022 | 3.21    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                           | 782   | 2.45    |
| 野 澤 則 子                                             | 629   | 1.97    |
| 富 士 ソ フ ト 社 員 持 株 会                                 | 616   | 1.93    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                             | 572   | 1.79    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,860,418株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された  
新株予約権の内容の概要

|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 定時株主総会決議の日                      | 平成20年6月23日                                                                                                                                                                                                                                                                                        |        |
| 保有人数及び新株予約権の個数<br>取締役（社外取締役を除く） | 5名                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 1,300個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                | 普通株式                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        |
| 新株予約権の目的となる株式の数                 | 130,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |
| 新株予約権の払込金額（1株当たり）               | 1,993円                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |
| 新株予約権の行使期間                      | 平成22年6月24日～平成25年6月23日                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                  | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。                                                                                                                                                                                                                                                              |        |
| 新株予約権の行使の条件に関する事項               | <ul style="list-style-type: none"><li>・新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時において、当社の、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）または従業員（当社就業規程第2条に定める社員）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</li><li>・新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</li><li>・その他の新株予約権の行使条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。</li></ul> |        |

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏 名       | 地 位 及 び 担 当                                                          | 重 要 な 兼 職 の 状 況                              |
|-----------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 白 石 晴 久   | 代表取締役社長                                                              |                                              |
| 三 角 恒 明   | 専 務 取 締 役<br>金融事業グループ担当兼<br>ファシリテイ部担当兼ロ<br>ボット事業推進部担当兼<br>再生医療研究部担当  |                                              |
| 吉 田 實     | 専 務 取 締 役<br>プロダクト事業グループ<br>担当兼業務推進部担当兼<br>国際部担当                     |                                              |
| 生 嶋 滋 実   | 専 務 取 締 役<br>システム開発事業グルー<br>プ担当兼ソリューション<br>事業グループ担当兼グ<br>ループ会社統括室副担当 |                                              |
| 坂 下 智 保   | 常 務 取 締 役<br>企画部担当兼人財部担当                                             |                                              |
| 相 磯 秀 夫   | 取 締 役                                                                | 三谷産業㈱監査役<br>一般社団法人インターネットコ<br>ンテンツ審査監視機構代表理事 |
| 石 村 英 二 郎 | 常 勤 監 査 役                                                            |                                              |
| 飛 谷 安 宣   | 監 査 役                                                                |                                              |
| 佐々木 秀 夫   | 監 査 役                                                                |                                              |
| 澁 谷 純 治   | 監 査 役                                                                | サイバネットシステム㈱常勤監査役                             |

- (注) 1. 取締役のうち、相磯秀夫氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち、石村英二郎氏及び佐々木秀夫氏は社外監査役であります。  
 3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 当事業年度中に就任した取締役及び監査役

| 地 位       | 氏 名     | 異 動 日      |
|-----------|---------|------------|
| 専 務 取 締 役 | 生 嶋 滋 実 | 平成22年6月28日 |
| 常 務 取 締 役 | 坂 下 智 保 | 平成22年6月28日 |

## (2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 退任時の地位 | 氏 名                    | 異 動 日          | 退任時の担当及び重要な兼職の状況                                                        |
|--------|------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 取締役副会長 | 蓮 見 敏 男                | 平成22年6月28日     | 内部統制監査室担当兼内部告発室担当兼環境推進室担当兼グループ会社統括室担当兼秘書室担当兼総合管理部担当                     |
| 取 締 役  | 堺 屋 太 一<br>(本名 池口 小太郎) | 平成22年9月30日(辞任) | ㈱大阪証券取引所取締役<br>㈱堺屋太一事務所代表取締役<br>㈱堺屋太一研究所代表取締役<br>上海万国博日本産業館<br>出展合同会社代表 |

4. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役のうち、代表取締役社長白石晴久、専務取締役三角恒明、専務取締役吉田實、専務取締役生嶋滋実及び常務取締役坂下智保は執行役員を兼務しております。取締役を兼務しない執行役員につきましては次のとおりであります。また、副会長執行役員蓮見敏男は平成23年3月31日付で退任いたしました。

| 役 職     | 氏 名       | 担当、兼務                                |
|---------|-----------|--------------------------------------|
| 常務執行役員  | 今 城 浩 一   | エリア事業グループ担当                          |
| 常務執行役員  | 河 野 文 豊   | クラウド基盤部担当兼ITマネジメント部担当<br>兼技術開発部担当    |
| 執 行 役 員 | 三 本 幸 司   | プロダクト事業グループ長                         |
| 執 行 役 員 | 山 口 昌 孝   | システム開発事業グループ長                        |
| 執 行 役 員 | 常 川 健 二   | 総合管理部長兼危機管理防災本部長                     |
| 執 行 役 員 | 竹 林 義 修   | システム開発事業グループ副事業グループ長                 |
| 執 行 役 員 | 柳 英 雄     | ソリューション事業グループインフラBPOソ<br>リューションユニット長 |
| 執 行 役 員 | 梶 野 洋     | 企画部長                                 |
| 執 行 役 員 | 渋谷 正 樹    | ロボット事業推進部長                           |
| 執 行 役 員 | 木 村 宏 之   | ソリューション事業グループ長                       |
| 執 行 役 員 | 豊 田 浩 一   | システム開発事業グループ特命担当                     |
| 執 行 役 員 | 千代田 等     | 金融事業グループ長                            |
| 執 行 役 員 | 佐 藤 諭     | エリア事業グループ長                           |
| 執 行 役 員 | 野 澤 仁 太 郎 | 業務推進部長                               |
| 執 行 役 員 | 須 藤 勝     | 秘書室長兼人財部副担当                          |
| 執 行 役 員 | 田 原 大     | プロダクト事業グループデジタルコンシューマ<br>ユニット長       |

5. 監査役佐々木秀夫氏は、当業界出身ではない客観的な視点を持ち、かつ経理分野の高度な学術知識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は監査役石村英二郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 平成23年4月1日付で取締役の地位及び担当を次のとおり変更しております。

| 氏 名     | 新 地 位 及 び 担 当                                                                   | 旧 地 位 及 び 担 当                                                        |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 吉 田 實   | 専 務 取 締 役<br>金融事業グループ担当兼業<br>務推進部担当兼国際部担当                                       | 専 務 取 締 役<br>プロダクト事業グループ担<br>当兼業務推進部担当兼国際<br>部担当                     |
| 生 嶋 滋 実 | 専 務 取 締 役<br>ロボット事業グループ担当<br>兼ファシリティ部担当兼再<br>生医療研究部担当兼内部統<br>制監査部担当兼総合管理部<br>担当 | 専 務 取 締 役<br>システム開発事業グループ<br>担当兼ソリューション事業<br>グループ担当兼グループ会<br>社統括室副担当 |
| 坂 下 智 保 | 常 務 取 締 役<br>クラウド統括部担当兼企画<br>部担当兼経営管理部担当兼<br>人事部担当                              | 常 務 取 締 役<br>企画部担当兼人財部担当                                             |
| 三 角 恒 明 | 取 締 役                                                                           | 専 務 取 締 役<br>金融事業グループ担当兼ファシ<br>リティ部担当兼ロボット事業推<br>進部担当兼再生医療研究部担当      |

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分 | 支給人員 | 報酬等の額     | 摘 要                |
|-----|------|-----------|--------------------|
| 取締役 | 8名   | 158,420千円 | (うち社外 2名 9,000千円)  |
| 監査役 | 4名   | 19,366千円  | (うち社外 2名 13,990千円) |
| 合 計 | 12名  | 177,786千円 |                    |

- (注) 1. 株主総会の決議（平成19年6月25日）による報酬限度額は取締役700,000千円、監査役70,000千円であります。
2. 当事業年度末日現在の取締役は6名であり、上記取締役の支給人員及び報酬等の額には、平成22年6月28日付で退任した取締役1名及び平成22年9月30日付で退任した取締役1名が含まれております。
  3. 上記支給額には、取締役及び監査役に対する当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額、役員賞与及びストック・オプションによる報酬を含めております。
  4. なお、上記のほか定時株主総会に基づく役員退職慰労金5,540千円（退任取締役2名）を支給しております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役相磯秀夫氏は、一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構の代表理事であります。当社は同機構に加入しており、会費を支払っております。
  - ・取締役堺屋太一氏は、上海万国博日本産業館出展合同会社の代表であり、同社は当社との間にシステム開発等の取引関係があります。
  - ・取締役堺屋太一氏は、(株)堺屋太一事務所及び(株)堺屋太一研究所の代表取締役であります。当社は両社との間には特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役相磯秀夫氏は、三谷産業(株)の社外監査役であります。当社は三谷産業(株)の間には特別な関係はありません。
  - ・取締役堺屋太一氏は、(株)大阪証券取引所の社外取締役であります。当社は(株)大阪証券取引所の間には特別な関係はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

| 地位    | 氏名                  | 当事業年度における主な活動状況                                                        |
|-------|---------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 取締役   | 相磯秀夫                | 当事業年度開催の取締役会16回中15回に出席し、議案等の審議に必要な発言を適宜行っております。                        |
| 取締役   | 堺屋太一<br>(本名 池口 小太郎) | 平成22年9月30日の辞任までに開催された取締役会8回中6回に出席し、議案等の審議に必要な発言を適宜行っております。             |
| 常勤監査役 | 石村英二郎               | 当事業年度開催の取締役会16回中16回に出席、当事業年度開催の監査役会16回中16回に出席し、議案等の審議に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役   | 佐々木秀夫               | 当事業年度開催の取締役会16回中15回に出席、当事業年度開催の監査役会16回中16回に出席し、議案等の審議に必要な発言を適宜行っております。 |

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

##### I 社外取締役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、社外取締役全員と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円と法令の定める額のいずれか高い金額とされております。

##### II 社外監査役の責任限定契約

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽A S G有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                            | 支払額       |
|--------------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等                       | 49,200千円  |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 126,240千円 |

(注) 1. 当社の重要な子会社のうち、莎益博設計系統商貿(上海)有限公司、Noesis Solutions NVは当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制を特に考慮し、監査役と綿密な連携をとりつつ解任または不再任の決定を行う方針であります。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は業務の適正を確保する体制のために、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の基本方針を取締役会において決議し体制の整備に努めております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 代表取締役社長は『グループ会社憲章』、『役員心得』及び『社員心得』を制定し、繰り返しその精神を取締役、執行役員及び従業員に伝えることにより、法令等遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
  - ② 代表取締役社長は、『コンプライアンス規程』を定め、リスク・コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部門を設置し、法令等遵守に係る実践計画の策定や各種研修等を通じた法令等遵守啓発活動のほか、経営上の重要事項に関する適法性チェックなどを行う。
  - ③ 代表取締役社長は、内部告発部門を設け、法令定款違反その他の不正行為等の早期発見に努める。報告・通報を受けた内部告発部門はその内容を調査しその結果を代表取締役社長に報告する。代表取締役社長は、再発防止策を決定し、全社的に実施させる。特に、取締役との関連性が高い重要な問題は直ちに取締役会、監査役会に付議し、審議を求める。
  - ④ 当社は社外取締役を設置する。社外取締役は、取締役の職務を執行する体制が整備・確保され実践されているかを監視し、対外的透明性を確保する。
  - ⑤ 代表取締役社長は、内部監査部門を設け、内部監査部門は、各部門の活動が法令・定款・社内規程等に沿って行われていることを検証する。
  - ⑥ 内部監査部門は定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏無きよう確認し、必要に応じ、監査方法の改定を行う。
  - ⑦ 監査役及び内部監査部門は、都度連携の上、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。
  - ⑧ 代表取締役社長、監査役会、会計監査人は情報の交換に努め、定期的に取り締り会にその結果を報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役会は、『文書管理規程』を定め、これにより、各担当取締役は次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする。以下、同じ）を関連資料とともに、保存する。
    - I 株主総会議事録
    - II 取締役会議事録
    - III 稟議書

IV 取締役を最終決裁権者とする契約書

V 重要な会議の議事録

VI その他『文書管理規程』に定める文書

- ② 前項各号に定める文書の保管期間、保管場所等については『文書管理規程』に定めるところによる。各担当取締役は、取締役または監査役からこれらの文書の閲覧の要請があった場合、すみやかに本社において閲覧が可能な方法で保管するものとする。
  - ③ 『文書管理規程』を改定する場合には、取締役会の承認を得るものとする。
  - ④ 『情報セキュリティ管理規程』を定め、会社の情報資産の保護に関する行動規範を示し、高水準の情報セキュリティを確保する。
  - ⑤ 『機密保持規程』を定め、個人情報を含む機密情報の取り扱いならびに管理体制を明確にする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社の企業リスクに対応するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク毎に管理・対応部門を決定し、適切な処置を講じるものとする。
  - ② 『リスクマネジメント規程』を定め、当社の事業等のリスク（受託ソフトウェア等の開発・アウトソーシング業務の請負・機密情報の管理・固定資産の減損会計適用に伴うリスク等）、その他の重大な障害・瑕疵、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、リスク・コンプライアンス委員会で対策を検討し、しかるべき予防措置を講じるものとする。また、緊急時の対応策を定め、危機発生時にはこれに基づき対応する。
  - ③ 全社的な危機が発生した場合は、リスク・コンプライアンス委員会が対策を検討し、適切な対応を行うものとする。
  - ④ 各事業グループ全体にまたがるリスクの監視、ならびに管理・監督・指導・牽制を行う本社部門は、法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、その内容及びそれがもたらす損失の程度について直ちに主管部門に通報し、主管部門はコンプライアンス統括部門と連携の上、対策を検討し、是正措置を講じるものとする。
  - ⑤ 内部監査部門は、監査により法令及び定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、その内容及びそれがもたらす損失の程度について直ちに代表取締役社長に報告し、代表取締役社長は是正措置を講じるものとする。

- ⑥ 内部監査部門は『内部監査規程』に基づき関連する個別規程（『経理規程』等）、基準、要領などの整備を各部門に求めるとともに報告するよう指導する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 経営計画に基づき年度事業計画を策定し目標達成のため活動する。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業務報告を通じ定期的に確認を行う。
  - ② 業務執行については、『取締役会規程』により定められている事項及びその付議基準に該当する事項全てを取締役に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全取締役者に配布される体制をとるものとする。
  - ③ 業務執行責任の明確化、事業運営の効率化及びスピードアップのために執行役員を配置し、取締役から業務執行に係る大幅な権限委譲を行うことにより、取締役会をスリム化して意思決定の迅速化、経営監督機能強化を図る。
  - ④ 日常の職務執行に際しては、『組織規程』『業務分掌規程』『職務権限規程』に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 当社のグループ会社に共通の『グループ会社憲章』を定め、グループ会社の取締役、執行役員及び従業員が一体となった遵法意識の醸成を図る。
  - ② 当社取締役、監査役、執行役員及び従業員が必要に応じてグループ会社の取締役及び監査役を兼任するとともに、代表取締役社長は、当社内にグループ会社管理部門を設け、『関係会社管理規程』に基づきグループ会社の業務を所管する部門と連携し、グループ会社における法令遵守及び業務の適正性を確保するための指導・支援を実施する。
  - ③ 内部監査部門は、グループ会社各社に対する内部監査を実施する。
  - ④ グループ会社及びその取締役、執行役員及び従業員が当社グループ会社における重大な法令違反及び業務の適正性を欠く事実を発見した場合は、直ちにグループ会社管理部門担当役員に報告する。
  - ⑤ 内部告発部門に、グループ会社各社の取締役、執行役員及び従業員が、当社及び当社のグループ会社のコンプライアンスについて、直接通報できる窓口を設ける。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を任命し、監査業務に必要な事項を命令することができ、その結果は監査役会に報告することとする。

- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は前号の使用人の人事異動について、事前に内部監査部門担当役員から報告を受けるとともに、必要に応じ、理由を付して当該人事異動につき変更を内部監査部門担当役員に申し入れることができるものとする。また、前号の使用人を懲戒に処する場合には、内部監査部門担当役員はあらかじめ監査役会の承諾を得るものとする。

- (8) 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の半数以上を社外監査役とし、対外透明性を担保する。

監査役は必要に応じて各業務を執行する取締役、執行役員及び各従業員からの個別のヒアリングの機会を設け、代表取締役社長、会計監査人との間でそれぞれ意見交換会を行う。

- (10) 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

当社は会社法及び金融商品取引法に定める財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、その有効性を定期的に評価して内部統制報告書を取締役会に報告する。

- (11) 反社会的勢力に対する体制と整備

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体及び個人には断固たる態度を取り、このような勢力、団体及び個人とは一切の関係を持たないことを基本方針とする。また、その旨を『役員心得』『社員心得』に明文化し、また社内研修活動を通じて全社員への周知徹底を図る。

(注) 上記の内部統制基本方針は、平成23年5月11日開催の取締役会の決議により一部改定がなされた後のものです。その主な改定内容は、当社組織変更等に伴うものであります。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### (2) 当社グループの企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、昭和45年（1970年）の創業以来培われてきた高度な技術力とノウハウを元に組込系、業務系システムの構築を軸とするソフトウェア開発事業、保守・運用を中心とするアウトソーシング事業、コンサルティングサービスをはじめとするソリューション事業などを通じ、常にお客様の満足の獲得や地域社会の貢献に努めてまいりました。また、当社グループの事業においては、お客様、お取引先様、株主の皆様、社員にとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であります。

#### ① 当社グループの企業価値の源泉

当社グループの経営に当たっては、下記に掲げるような企業価値の源泉に対する十分な理解が欠かせないものと考えます。

- I 組込系システム開発及び業務系システム開発における技術開発力、及びロボットテクノロジーをはじめとした先進的な技術力
- II 上流工程からアウトソーシングに至るまでの広いビジネスラインと業務ノウハウ
- III 各マーケットに対して高い専門性を持ったグループ会社
- IV 上記I～IIIを融合して生み出されるユニークなプロダクトとサービス
- V 企業理念を理解し、高度な技術力・ノウハウを維持・発展させる従業員
- VI 創業以来培われてきたお客様との強固な信頼関係

当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものは、これら当社グループの企業価値を十分に理解し、ステークホルダーであるお客様、お取引先様、株主の皆様、社員との信頼関係を維持し、期待に応じていきながら、中長期的な視点に立って当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持、向上を図る必要があると考えます。

また、買付者から大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、買付者の属性、大量買付の目的、当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の情報を把握した上で、大量買付が当社の企業価値や株主価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、必要な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## ② 企業価値向上のための取組み

当社グループは、「もっと社会に役立つ もっとお客様に喜んでいただける もっと地球に優しい企業グループ そして『ゆとりとやりがい』」を基本理念として掲げ、「安定収益基盤の強化」と「成長エンジンの確保」を目指し、以下に述べるような諸施策を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するべく活動してまいります。

当社グループは「骨太の戦略～五つの柱～」(受託ビジネス基盤の強化・プライム化の推進・プロダクト化の推進・グローバル化の推進・グループ力の強化)を掲げ、「安定収益基盤の強化と成長エンジンの確保へ」を目指し、活動してまいりました。これを受けて、当社グループは2011年4月～2016年3月を計画期間とする第一次経営計画をスタートさせました。

今後は、確固たるお客様基盤、組込技術、先進技術など、グループの強みを融合し、シナジー効果により「富士ソフトユニーク」な商品・サービスを展開して競争力の強化を図るとともに、グローバル市場も視野に入れた強固な成長基盤を確立し、株主価値の最大化を目指して行きます。当社グループの経営に当たっては、下記に掲げるような企業価値の源泉に対する十分な理解が欠かせないものと考えます。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、業務の適正を確保する体制を整備しております。リスク・コンプライアンス委員会、内部統制委員会、CSR推進委員会の設置や、尚一層の経営の透明性・客観性を確保するべく社外取締役を選任するなど、更なるガバナンス強化及びコンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

当社は、引き続き、以上の諸施策を推進・実行し、コーポレート・ガバナンスの強化を図って、更なる当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に繋げていく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年2月6日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「原プラン」といいます。）を導入することを決議し、また、同年6月23日開催の第38回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。

原プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はそれらの提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています。

買付者等が原プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権をその時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

原プランは、以下の①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等

- ② 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

当社の株券等に対する買付等が行われる場合、買付者等には当該買付等に関する情報（以下「本必要情報」といいます。）及び原プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出して頂きます。

当社は、原プランに基づく手続が開始された場合、その旨をすみやかに開示します。

当社取締役会が、買付説明書を受領した場合は、速やかにこれを当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役又は、社外の有識者から構成される独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、必要に応じて独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家を含みます。）の助言を得た上で、買付等の内容の検討を行います。当該買付説明書の記載内容が不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報等を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報等を追加的に提供して頂きます。

独立委員会は、買付者等が原プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が、原プランに定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

原プランの有効期間は、第38回定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において原プランを廃止する旨の株主意思の確認が行われた場合、又は当社取締役会により原プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、原プラン及び原プランに基づく委任はその時点で廃止・撤回されるものとします。

また、当社取締役会は、原プランの有効期間中であっても、株主の皆様のご承認の趣旨に反しない場合、独立委員会の承認を得た上で、原プランを修正し、又は変更する場合があります。原プランの廃止又は変更等がなされた場合には、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

原プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

しかしながら、当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議を行った場合には、新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。但し、当社は非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせず、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、本新株予約権の無償割当てが行われることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、原プランにつきましては、第41回定時株主総会終結の時をもって有効期間満了となるため、同総会において株主の皆様のご承認をいただいた場合にはその一部を改定し、同総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を期限とし、継続して導入いたします。

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の内容につきましては、別冊の第41回定時株主総会招集ご通知に係る株主総会参考書類9頁から28頁（第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続的導入の件）に記載されておりますので、そちらをご参照くださいますようお願い申し上げます。

(4) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

原プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。

② 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

原プランは、第38回定時株主総会において、株主の皆様からご承認いただき、3年間有効とされております。また、原プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、原プランを廃止する旨の株主意思の確認がなされた場合、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、原プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、原プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、原プランの消長には、当社株主の皆様が意思が反映されることとなっております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、原プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、原プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様が情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で原プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

原プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 外部専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

原プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であり、当社は期差任期制を採用していないため、原プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切捨て、比率その他については小数点第二位以下を四捨五入することにより表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額                | 科 目                | 金 額                |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                    | <b>(負債の部)</b>      |                    |
| <b>流動資産</b>     | <b>57,534,939</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>55,099,265</b>  |
| 現金及び預金          | 22,045,272         | 買掛金                | 7,565,036          |
| 受取手形及び売掛金       | 28,385,475         | 短期借入金              | 25,553,766         |
| 有価証券            | 163,762            | 1年内償還予定の社債         | 44,000             |
| 商品              | 268,126            | 1年内返済予定の長期借入金      | 8,362,240          |
| 仕掛品             | 1,453,968          | 未払費用               | 6,087,058          |
| 原材料及び貯蔵品        | 31,761             | 未払法人税等             | 782,048            |
| 繰延税金資産          | 2,665,673          | 繰延税金負債             | 6,272              |
| その他             | 2,552,293          | 役員賞与引当金            | 127,468            |
| 貸倒引当金           | △31,394            | 工事損失引当金            | 397,602            |
| <b>固定資産</b>     | <b>111,881,325</b> | その他                | 6,173,772          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>76,343,510</b>  | <b>固定負債</b>        | <b>30,038,202</b>  |
| 建物及び構築物         | 38,789,451         | 社債                 | 15,000             |
| 土地              | 30,415,744         | 長期借入金              | 21,641,490         |
| 建設仮勘定           | 105,817            | 退職給付引当金            | 5,112,338          |
| その他             | 7,032,497          | 役員退職慰労引当金          | 410,958            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>11,700,182</b>  | 繰延税金負債             | 14,251             |
| のれん             | 4,206,566          | その他                | 2,844,163          |
| ソフトウェア          | 7,096,069          | <b>負債合計</b>        | <b>85,137,467</b>  |
| その他             | 397,547            | <b>(純資産の部)</b>     |                    |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>23,837,631</b>  | <b>株主資本</b>        | <b>82,991,421</b>  |
| 投資有価証券          | 15,016,768         | 資本金                | 26,200,289         |
| 繰延税金資産          | 3,239,011          | 資本剰余金              | 28,438,965         |
| その他             | 5,653,717          | 利益剰余金              | 36,453,608         |
| 貸倒引当金           | △71,866            | 自己株式               | △8,101,442         |
| <b>資産合計</b>     | <b>169,416,264</b> | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>△9,237,665</b>  |
|                 |                    | その他有価証券評価差額金       | △69,764            |
|                 |                    | 繰延ヘッジ損益            | 5,654              |
|                 |                    | 土地再評価差額金           | △9,051,088         |
|                 |                    | 為替換算調整勘定           | △122,466           |
|                 |                    | <b>新株予約権</b>       | <b>109,728</b>     |
|                 |                    | <b>少数株主持分</b>      | <b>10,415,312</b>  |
|                 |                    | <b>純資産合計</b>       | <b>84,278,797</b>  |
|                 |                    | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>169,416,264</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成22年4月1日から)  
(平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                                   | 金 額     | 額           |
|---------------------------------------|---------|-------------|
| 売 上 高                                 |         | 134,745,731 |
| 売 上 原 価                               |         | 103,295,983 |
| 売 上 総 利 益                             |         | 31,449,748  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費                   |         | 27,656,584  |
| 営 業 利 益                               |         | 3,793,163   |
| 営 業 外 収 益                             |         |             |
| 受 取 利 息                               | 12,035  |             |
| 受 取 配 当 金                             | 103,544 |             |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益                   | 193,914 |             |
| 助 成 金 収 入                             | 364,817 |             |
| シ ス テ ム サ ー ビ ス 解 約 収 入               | 906,193 |             |
| そ の 他                                 | 234,055 | 1,814,560   |
| 営 業 外 費 用                             |         |             |
| 支 払 利 息                               | 818,713 |             |
| シ ス テ ム サ ー ビ ス 解 約 損 失               | 862,553 |             |
| 固 定 資 産 除 却 損 失                       | 150,087 |             |
| そ の 他                                 | 128,754 | 1,960,109   |
| 経 常 利 益                               |         | 3,647,615   |
| 特 別 利 益                               |         |             |
| 保 険 解 約 返 戻 金                         | 4,444   |             |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益                     | 656,564 |             |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額               | 56,261  |             |
| 負 の の れ ん 発 生 益                       | 18,587  | 735,858     |
| 特 別 損 失                               |         |             |
| 固 定 資 産 除 却 損 失                       | 11,076  |             |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 失                   | 2,866   |             |
| 固 定 資 産 減 損 損 失                       | 86,586  |             |
| 事 務 所 移 転 費 用                         | 150,160 |             |
| 退 職 給 付 制 度 終 了 損 失                   | 281,000 |             |
| 資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額 | 11,008  | 542,699     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益                 |         | 3,840,773   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税               | 691,421 |             |
| 法 人 税 等 調 整 額                         | 300,770 | 992,192     |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益           |         | 2,848,581   |
| 少 数 株 主 利 益                           |         | 336,891     |
| 当 期 純 利 益                             |         | 2,511,689   |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

|         |            |
|---------|------------|
| 株主資本    |            |
| 資本金     |            |
| 前期末残高   | 26,200,289 |
| 当期末残高   | 26,200,289 |
| 資本剰余金   |            |
| 前期末残高   | 28,438,965 |
| 当期末残高   | 28,438,965 |
| 利益剰余金   |            |
| 前期末残高   | 34,598,277 |
| 当期変動額   |            |
| 剰余金の配当  | △637,723   |
| 当期純利益   | 2,511,689  |
| 連結範囲の変動 | △18,634    |
| 当期変動額合計 | 1,855,331  |
| 当期末残高   | 36,453,608 |
| 自己株式    |            |
| 前期末残高   | △8,101,010 |
| 当期変動額   |            |
| 自己株式の取得 | △432       |
| 当期変動額合計 | △432       |
| 当期末残高   | △8,101,442 |
| 株主資本合計  |            |
| 前期末残高   | 81,136,521 |
| 当期変動額   |            |
| 剰余金の配当  | △637,723   |
| 当期純利益   | 2,511,689  |
| 自己株式の取得 | △432       |
| 連結範囲の変動 | △18,634    |
| 当期変動額合計 | 1,854,899  |
| 当期末残高   | 82,991,421 |

(単位：千円)

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| その他の包括利益累計額         |                   |
| その他有価証券評価差額金        |                   |
| 前期末残高               | 262,753           |
| 当期変動額               |                   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △332,518          |
| 当期変動額合計             | △332,518          |
| 当期末残高               | <u>△69,764</u>    |
| 繰延ヘッジ損益             |                   |
| 前期末残高               | 7,993             |
| 当期変動額               |                   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △2,338            |
| 当期変動額合計             | △2,338            |
| 当期末残高               | <u>5,654</u>      |
| 土地再評価差額金            |                   |
| 前期末残高               | △9,051,263        |
| 当期変動額               |                   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 174               |
| 当期変動額合計             | 174               |
| 当期末残高               | <u>△9,051,088</u> |
| 為替換算調整勘定            |                   |
| 前期末残高               | △44,626           |
| 当期変動額               |                   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △77,840           |
| 当期変動額合計             | △77,840           |
| 当期末残高               | <u>△122,466</u>   |
| その他の包括利益累計額合計       |                   |
| 前期末残高               | △8,825,142        |
| 当期変動額               |                   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △412,523          |
| 当期変動額合計             | △412,523          |
| 当期末残高               | <u>△9,237,665</u> |
| 新株予約権               |                   |
| 前期末残高               | 95,886            |
| 当期変動額               |                   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 13,842            |
| 当期変動額合計             | 13,842            |
| 当期末残高               | <u>109,728</u>    |
| 少数株主持分              |                   |
| 前期末残高               | 10,890,390        |
| 当期変動額               |                   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △475,077          |
| 当期変動額合計             | △475,077          |
| 当期末残高               | <u>10,415,312</u> |
| 純資産合計               |                   |
| 前期末残高               | 83,297,655        |
| 当期変動額               |                   |
| 剰余金の配当              | △637,723          |
| 当期純利益               | 2,511,689         |
| 自己株式の取得             | △432              |
| 連結範囲の変動             | △18,634           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △873,757          |
| 当期変動額合計             | 981,141           |
| 当期末残高               | <u>84,278,797</u> |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。



## 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社の数 …………… 6 社  
持分法適用会社の名称 …………… エース証券㈱  
グーモ㈱  
㈱日本ビジネスソフト  
富士ソフト企画㈱  
富士ソフト S S S ㈱  
㈱マーキュリースタッフイング

非連結子会社（2社）富士ソフト企画㈱、富士ソフト S S S ㈱に対する投資について持分法を適用しております。

関連会社（4社）エース証券㈱、グーモ㈱、㈱日本ビジネスソフト及び㈱マーキュリースタッフイングに対する投資について持分法を適用しております。

㈱マーキュリースタッフイングは、一部の株式を売却したことに伴い、連結の範囲から除外し、持分法の適用範囲に含めております。

ダイヤモンド富士ソフト㈱は、会社分割に伴い持分法の適用範囲から除外しております。

㈱ F I N E ホールディングスは、株式を譲渡したため持分法の適用範囲から除外しております。

パルスイムノテック㈱は、清算手続きが終了したことに伴い、持分法の適用範囲から除外しております。

㈱ブロックラインは、清算手続きが終了したことに伴い、持分法の適用範囲から除外しております。

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数

…………… 2 社

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

…………… 西希安工程模擬軟件（上海）有限公司  
思渤科技股份有限公司

持分法を適用しない理由 …… 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であるため持分法の適用から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

…………… 連結子会社のうち、維傑思科技（杭州）有限公司、莎益博設計系統商貿（上海）有限公司、Cybernet Systems Holdings U.S. Inc.、Sigmetrix, L.L.C.、CYBERNET HOLDINGS CANADA, INC.、WATERLOO MAPLE INC.、Maplesoft Inc.、Maplesoft Europe GmbH及びNoesis Solutions NVの決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）

その他有価証券 …… 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ

時価法を採用しております。

###### ③ たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品 …… 移動平均法による原価法

仕掛品 …… 個別法による原価法

原材料 …… 移動平均法による原価法

貯蔵品 …… 個別法による原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法

主な耐用年数

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び車両運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～20年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェア

…… 見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法

自社利用目的のソフトウェア

…… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他 …… 定額法

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

###### ④ 投資その他の資産

長期前払費用 …… 定額法

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

連結会計年度末現在に有する金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に見合う分を計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

当社は、当連結会計年度末において年金資産の見込額が退職給付債務見込額から会計基準変更時差異の未処理額、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を控除した額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。

なお、会計基準変更時差異（5,034,915千円）については主として15年による均等額を費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間（10～13年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

さらに、過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間（10～13年）による定額法によっております。

#### ④ 役員退職慰労引当金

連結財務諸表提出会社及び連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### ⑤ 工事損失引当金

受注制作ソフトウェア開発に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注制作ソフトウェア開発のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる契約について、損失見込額を計上しております。

### (4) 重要なヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨オプションについては振当処理、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によります。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、為替予約及び通貨オプション

ヘッジ対象・・・借入金・外貨建債権債務

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行い、投機的な取引は行わないものとしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎として評価しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 受注制作のソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（ソフトウェア開発の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

② 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

③ のれんの償却

のれんの償却については、合理的に見積もった効果発現期間（5年～15年）による均等償却を行っております。

ただし、金額が僅少の場合は、発生時に一括償却しております。

(6) 重要な会計方針の変更

① 資産除去債務に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益はそれぞれ3,329千円減少し、税金等調整前当期純利益は14,338千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は11,391千円であります。

② 企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日）、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

(7) 表示方法の変更

- ① 会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」として表示する方法に変更しております。
- ② 会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結損益計算書において「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示する方法に変更しております。
- ③ 前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「システムサービス解約収入」（前連結会計年度44,946千円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。
- ④ 前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「システムサービス解約損失」（前連結会計年度15,362千円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

|              |            |          |
|--------------|------------|----------|
| ① 担保に供している資産 | 定期預金       | 36,100千円 |
| ② 担保に係る債務    | 短期借入金      | 5,004千円  |
|              | 1年内償還予定の社債 | 24,000千円 |
|              | 長期借入金      | 6,235千円  |
|              | 計          | 35,239千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 27,446,652千円

3. 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号 平成13年3月31日改正）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,439,260千円

4. 損失が見込まれる受注制作ソフトウェア開発に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる受注制作ソフトウェア開発に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は仕掛品125,867千円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類   | 前連結会計年度末株式数(株) | 当連結会計年度増加株式数(株) | 当連結会計年度減少株式数(株) | 当連結会計年度末株式数(株) |
|---------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 発行済普通株式 | 35,746,329     | —               | —               | 35,746,329     |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議             | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|----------------|-------|------------|-------------|------------|-------------|
| 平成22年5月12日取締役会 | 普通株式  | 318,862    | 10          | 平成22年3月31日 | 平成22年6月29日  |
| 平成22年11月5日取締役会 | 普通株式  | 318,861    | 10          | 平成22年9月30日 | 平成22年12月10日 |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議             | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------|-------|------------|-------|-------------|------------|------------|
| 平成23年5月11日取締役会 | 普通株式  | 318,859    | 利益剰余金 | 10          | 平成23年3月31日 | 平成23年6月28日 |

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

300,000株

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行いません。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日です。また、外貨建仕入取引を行っており、外貨建取引によって生じた営業債務は、為替の変動リスクに晒されていますが、為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金及び長期借入金（原則として5年以内）は営業取引に係る資金調達です。このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図っており、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程（デリバティブ管理基準）に従って行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

|                  | 連結貸借対照表計上額(*) | 時価(*)        | 差額      |
|------------------|---------------|--------------|---------|
| (1) 現金及び預金       | 22,045,272    | 22,045,272   | —       |
| (2) 受取手形及び売掛金    | 28,385,475    | 28,385,475   | —       |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 |               |              |         |
| 満期保有目的の債券        | 100,000       | 101,475      | 1,475   |
| その他有価証券          | 8,511,063     | 8,511,063    | —       |
| (4) 買掛金          | (7,565,036)   | (7,565,036)  | —       |
| (5) 短期借入金        | (25,553,766)  | (25,553,766) | —       |
| (6) 未払法人税等       | (782,048)     | (782,048)    | —       |
| (7) 社債           | (59,000)      | (58,607)     | 392     |
| (8) 長期借入金        | (30,003,730)  | (30,092,588) | △88,858 |
| (9) デリバティブ取引     | 20,851        | 20,851       | —       |

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの債権のうち短期間で決済される債権については、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

有価証券

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

|                     | 種 類 | 連結貸借対照表<br>計 上 額 | 時 価     | 差 額   |
|---------------------|-----|------------------|---------|-------|
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの | 社 債 | 100,000          | 101,475 | 1,475 |

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

|                        | 種 類  | 連結貸借対照表<br>計 上 額 | 取 得 原 価   | 差 額      |
|------------------------|------|------------------|-----------|----------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 株 式  | 3,602,030        | 3,044,276 | 557,753  |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株 式  | 1,320,383        | 1,639,687 | △319,303 |
|                        | 投資信託 | 3,588,650        | 3,923,685 | △335,035 |
|                        | 小 計  | 4,909,033        | 5,563,372 | △654,338 |
|                        | 合 計  | 8,511,063        | 8,607,648 | △96,585  |

(4) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

(7) 社債

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

為替予約の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額6,527,259千円）及び組合出資金（連結貸借対照表計上額42,207千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

**(賃貸等不動産に関する注記)**

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビルを所有しております。なお、国内の賃貸オフィスビルの一部については、当社及び連結子会社を使用しているため、賃貸不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は次のとおりであります。

(単位：千円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価         |
|------------|------------|
| 44,703,078 | 50,790,625 |

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度末の時価については、主として不動産鑑定士による鑑定評価額に基づく金額、その他については、適切に市場価額を反映していると考えられる指標に基づくものであります。

**(1株当たり情報に関する注記)**

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,313円11銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 78円77銭    |

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額                | 科 目              | 金 額                |
|-----------------|--------------------|------------------|--------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                    | <b>(負債の部)</b>    |                    |
| <b>流動資産</b>     | <b>34,064,239</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>45,847,277</b>  |
| 現金及び預金          | 12,681,932         | 買掛金              | 3,242,993          |
| 受取手形            | 433,569            | 短期借入金            | 27,899,400         |
| 売掛金             | 17,361,031         | 1年内返済予定の長期借入金    | 8,305,240          |
| 商品              | 182,032            | リース債務            | 172,548            |
| 仕掛品             | 668,868            | 未払金              | 761,950            |
| 前払費用            | 333,603            | 未払費用             | 3,364,821          |
| 繰延税金資産          | 1,459,743          | 未払法人税等           | 173,000            |
| 未収入金            | 276,552            | 前受金              | 332,941            |
| その他             | 683,136            | 預り金              | 203,353            |
| 貸倒引当金           | △16,231            | 前受収益             | 6,567              |
| <b>固定資産</b>     | <b>100,006,263</b> | 役員賞与引当金          | 67,218             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>69,883,615</b>  | 工事損失引当金          | 146,747            |
| 建物              | 37,529,418         | その他              | 1,170,495          |
| 構築物             | 183,512            | <b>固定負債</b>      | <b>23,317,437</b>  |
| 車両及び運搬具         | 7,857              | 長期借入金            | 21,496,089         |
| 工具、器具及び備品       | 1,701,426          | リース債務            | 319,730            |
| 土地              | 29,971,969         | 役員退職慰労引当金        | 170,380            |
| リース資産           | 483,916            | その他              | 1,331,238          |
| 建設仮勘定           | 5,514              | <b>負債合計</b>      | <b>69,164,715</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,753,153</b>   | <b>(純資産の部)</b>   |                    |
| ソフトウェア          | 2,609,972          | <b>株主資本</b>      | <b>73,562,037</b>  |
| その他             | 143,181            | 資本金              | 26,200,289         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>27,369,493</b>  | 資本剰余金            | 28,438,965         |
| 投資有価証券          | 5,364,790          | 資本準備金            | 28,438,965         |
| 関係会社株式          | 12,451,670         | 利益剰余金            | 27,021,617         |
| 従業員長期貸付金        | 2,273              | 利益準備金            | 451,673            |
| 関係会社長期貸付金       | 5,800,000          | その他利益剰余金         | 26,569,944         |
| 前払年金費用          | 2,452,289          | 別途積立金            | 17,750,000         |
| 繰延税金資産          | 865,102            | 繰越利益剰余金          | 8,819,944          |
| その他             | 484,560            | <b>自己株式</b>      | <b>△8,098,835</b>  |
| 貸倒引当金           | △51,193            | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>△8,761,250</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>134,070,502</b> | その他有価証券評価差額金     | 290,012            |
|                 |                    | 土地再評価差額金         | △9,051,263         |
|                 |                    | <b>新株予約権</b>     | <b>105,000</b>     |
|                 |                    | <b>純資産合計</b>     | <b>64,905,786</b>  |
|                 |                    | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>134,070,502</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成22年 4月 1日から  
平成23年 3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |            |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 71,249,237 |
| 売 上 原 価                 |         | 54,264,814 |
| 売 上 総 利 益               |         | 16,984,422 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 15,066,573 |
| 営 業 利 益                 |         | 1,917,848  |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息                 | 100,765 |            |
| 受 取 配 当 金               | 799,387 |            |
| そ の 他                   | 250,230 | 1,150,384  |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 利 息                 | 788,531 |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 123,977 |            |
| そ の 他                   | 51,484  | 963,993    |
| 経 常 利 益                 |         | 2,104,239  |
| 特 別 利 益                 |         |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 489,600 |            |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益       | 310,272 |            |
| 関 係 会 社 株 式 売 却 益       | 20,028  | 819,900    |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 40,969  |            |
| 事 務 所 移 転 費 用           | 53,683  |            |
| 関 係 会 社 整 理 損           | 67,154  | 161,807    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 2,762,332  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 81,652  |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 533,472 | 615,124    |
| 当 期 純 利 益               |         | 2,147,207  |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から)  
(平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 株主資本     |                   |
| 資本金      |                   |
| 前期末残高    | 26,200,289        |
| 当期末残高    | <u>26,200,289</u> |
| 資本剰余金    |                   |
| 資本準備金    |                   |
| 前期末残高    | 28,438,965        |
| 当期末残高    | <u>28,438,965</u> |
| 資本剰余金合計  |                   |
| 前期末残高    | 28,438,965        |
| 当期末残高    | <u>28,438,965</u> |
| 利益剰余金    |                   |
| 利益準備金    |                   |
| 前期末残高    | 451,673           |
| 当期末残高    | <u>451,673</u>    |
| その他利益剰余金 |                   |
| 別途積立金    |                   |
| 前期末残高    | 17,750,000        |
| 当期末残高    | <u>17,750,000</u> |
| 繰越利益剰余金  |                   |
| 前期末残高    | 7,310,459         |
| 当期変動額    |                   |
| 剰余金の配当   | △637,723          |
| 当期純利益    | 2,147,207         |
| 当期変動額合計  | <u>1,509,484</u>  |
| 当期末残高    | <u>8,819,944</u>  |
| 利益剰余金合計  |                   |
| 前期末残高    | 25,512,132        |
| 当期変動額    |                   |
| 剰余金の配当   | △637,723          |
| 当期純利益    | 2,147,207         |
| 当期変動額合計  | <u>1,509,484</u>  |
| 当期末残高    | <u>27,021,617</u> |
| 自己株式     |                   |
| 前期末残高    | △8,098,402        |
| 当期変動額    |                   |
| 自己株式の取得  | △432              |
| 当期変動額合計  | <u>△432</u>       |
| 当期末残高    | <u>△8,098,835</u> |

(単位：千円)

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 株主資本合計              |                   |
| 前期末残高               | 72,052,985        |
| 当期変動額               |                   |
| 剰余金の配当              | △637,723          |
| 当期純利益               | 2,147,207         |
| 自己株式の取得             | △432              |
| 当期変動額合計             | <u>1,509,052</u>  |
| 当期末残高               | <u>73,562,037</u> |
| 評価・換算差額等            |                   |
| その他有価証券評価差額金        |                   |
| 前期末残高               | 648,207           |
| 当期変動額               |                   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △358,194          |
| 当期変動額合計             | <u>△358,194</u>   |
| 当期末残高               | <u>290,012</u>    |
| 土地再評価差額金            |                   |
| 前期末残高               | <u>△9,051,263</u> |
| 当期末残高               | <u>△9,051,263</u> |
| 評価・換算差額等合計          |                   |
| 前期末残高               | △8,403,056        |
| 当期変動額               |                   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △358,194          |
| 当期変動額合計             | <u>△358,194</u>   |
| 当期末残高               | <u>△8,761,250</u> |
| 新株予約権               |                   |
| 前期末残高               | 95,886            |
| 当期変動額               |                   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 9,114             |
| 当期変動額合計             | <u>9,114</u>      |
| 当期末残高               | <u>105,000</u>    |
| 純資産合計               |                   |
| 前期末残高               | 63,745,814        |
| 当期変動額               |                   |
| 剰余金の配当              | △637,723          |
| 当期純利益               | 2,147,207         |
| 自己株式の取得             | △432              |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △349,080          |
| 当期変動額合計             | <u>1,159,971</u>  |
| 当期末残高               | <u>64,905,786</u> |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

|               |       |                                                                                              |
|---------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子会社株式及び関連会社株式 | …………… | 移動平均法による原価法                                                                                  |
| その他有価証券       | …………… | 時価のあるもの<br>決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）<br>時価のないもの<br>移動平均法による原価法 |

##### (2) デリバティブ

時価法を採用しております。

##### (3) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

|     |       |             |
|-----|-------|-------------|
| 商品  | …………… | 移動平均法による原価法 |
| 仕掛品 | …………… | 個別法による原価法   |

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法

|           |       |
|-----------|-------|
| 主な耐用年数    |       |
| 建物及び構築物   | 2～50年 |
| 車両及び運搬具   | 5～6年  |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェア

…………… 見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法

自社利用目的のソフトウェア

…………… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他 …………… 定額法

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### (4) 投資その他の資産

長期前払費用 …………… 定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

事業年度末現在に有する金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に見合う分を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

当社は、当事業年度末において年金資産の見込額が退職給付債務見込額から会計基準変更時差異の未処理額、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を控除した額を超過しているため、当該超過額を投資その他の資産の「前払年金費用」に含めて計上しております。

なお、会計基準変更時差異（3,915,026千円）については15年による均等額を費用処理しております。また、数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間（11～13年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。さらに、過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間（13年）による定額法によっております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (5) 工事損失引当金

受注制作ソフトウェア開発に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注制作ソフトウェア開発のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる契約について、損失見込額を計上しております。

### 4. 重要なヘッジ会計の方法

#### (1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によります。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行い、投機的な取引は行わないものとします。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎として評価しております。

5. 収益及び費用の計上基準

受注制作ソフトウェア開発に係る収益及び費用

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（ソフトウェア開発の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

6. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

7. 重要な会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準等の適用

当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

なお、これによる計算書類への影響はありません。

8. 表示方法の変更

①前事業年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「前払年金費用」（前事業年度2,045,204千円）は重要性が増し、かつ今後も金額的重要性が増すことを見込まれることから、当事業年度より独立掲記しております。

②前事業年度において独立掲記しておりました「長期未収入金」（当事業年度46,476千円）は重要性が低くなったため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

③前事業年度において独立掲記しておりました「長期前払費用」（当事業年度241,833千円）は重要性が低くなったため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

④前事業年度において独立掲記しておりました「敷金及び保証金」（当事業年度167,454千円）は重要性が低くなったため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額  | 22,187,290千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務  |              |
| (1) 関係会社に対する短期金銭債権 | 914,976千円    |
| (2) 関係会社に対する長期金銭債権 | 5,800,000千円  |
| (3) 関係会社に対する短期金銭債務 | 3,605,015千円  |

3. 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号 平成13年3月31日改正）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,439,260千円

4. 損失が見込まれる受注制作ソフトウェア開発に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる受注制作ソフトウェア開発に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は仕掛品2,259千円であります。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 売上高        | 1,968,797千円 |
| (2) 仕入高        | 49,319千円    |
| (3) 外注費        | 2,575,483千円 |
| (4) 営業取引以外の取引高 | 840,236千円   |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末<br>株式数<br>(株) | 当事業年度<br>増加株式数<br>(株) | 当事業年度<br>減少株式数<br>(株) | 当事業年度末<br>株式数<br>(株) |
|-------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 普通株式  | 3,860,108            | 310                   | —                     | 3,860,418            |

(変動事由の概要)

増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 310株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|              |              |
|--------------|--------------|
| 工事損失引当金      | 485千円        |
| 未払賞与         | 910,309千円    |
| 役員退職慰勞引当金    | 69,174千円     |
| 未払法定福利費      | 128,952千円    |
| 未払事業税・未払事業所税 | 93,786千円     |
| 貸倒損失及び貸倒引当金  | 123,129千円    |
| 減損損失         | 2,623千円      |
| 有価証券・会員権等評価損 | 1,377,641千円  |
| 減価償却費        | 717,390千円    |
| 繰越欠損金        | 1,496,514千円  |
| その他          | 131,781千円    |
| 繰延税金資産小計     | 5,051,787千円  |
| 評価性引当額       | △1,567,751千円 |
| 繰延税金資産合計     | 3,484,035千円  |

繰延税金負債

|              |              |
|--------------|--------------|
| 前払年金費用       | △995,629千円   |
| その他有価証券評価差額金 | △163,560千円   |
| 繰延税金負債合計     | △1,159,189千円 |

繰延税金資産(負債)の純額 2,324,846千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

| 種類              | 会社等の名称        | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係      | 取引の内容    | 取引金額(千円) | 科目      | 期末残高(千円)  |
|-----------------|---------------|-------------------|----------------|----------|----------|---------|-----------|
| 子会社             | サイバネットシステム(株) | (所有)直接 53.9       | 役員の兼務          | 受取配当金    | 139,502  | -       | -         |
|                 | (株)ヴィクサス      | (所有)直接 100.0      | 資金の援助<br>役員の兼務 | 資金の回収(注) | 600,000  | その他流動資産 | 600,000   |
|                 |               |                   |                | 利息の受取(注) |          | 92,145  | 関係会社長期貸付金 |
|                 |               |                   |                |          | 前受収益     |         | 6,431     |
| (株)東証コンピュータシステム | (所有)直接 64.5   | 役員の兼務             | 受取配当金          | 319,920  | -        | -       |           |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して決定しており、返済期限は特に定めておりません。なお、担保は受け入れておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,032円27銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 67円34銭    |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月16日

富士ソフト株式会社  
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 口 勉 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴 谷 哲 朗 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 原 鉄 也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士ソフト株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士ソフト株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月16日

富士ソフト株式会社  
取締役会 御中

### 太陽A S G有限責任監査法人

|                    |       |         |   |
|--------------------|-------|---------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 川 口 勉   | Ⓢ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 柴 谷 哲 朗 | Ⓢ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石 原 鉄 也 | Ⓢ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士ソフト株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他の審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽ASG有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽ASG有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月23日

富士ソフト株式会社 監査役会

|                  |         |   |
|------------------|---------|---|
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 石 村 英二郎 | Ⓔ |
| 監 査 役            | 飛 谷 安 宣 | Ⓔ |
| 社外監査役            | 佐々木 秀 夫 | Ⓔ |
| 監 査 役            | 澁 谷 純 治 | Ⓔ |

以上